

中小企業者向け コロナ支援策まとめ

新型コロナウイルス感染症の影響で、事業に支障を来している
中小企業・個人事業主への支援策を紹介します。

【問い合わせの際のお願い】

- ①窓口は避け、電話やインターネットを活用してください
- ②5月22日時点の内容で、変更・更新される場合があります

市ホームページ「新型コロナ
ウイルスに関する情報」へ



詳しくは
QRコード

事業継続のための給付金

休業要請協力支援金

- 対象** 県から要請・協力依頼を受け、令和2年4月14日から5月31日までの間に、2週間以上施設(店舗)の休業・営業時間短縮を行った事業者
- 給付** 1店舗10万円。2店舗以上は20万円
- ◎久留米市事業者支援金コールセンター
(☎0942・30・9750、FAX0942・30・9707)

事業継続給付金

- 対象** 令和2年4月・5月の売上が、前年同月比70%以上減少し、市や県の融資制度を利用して100万円以上の借り入れなどを行い、事業継続に取り組む事業者
- 給付** 法人：30万円。個人事業者：15万円
- ◎久留米市事業者支援金コールセンター
(☎0942・30・9750、FAX0942・30・9707)

新規創業者事業継続給付金

- 対象** 令和2年1月1日から4月6日までに市内で創業し、令和2年4月・5月の売上が、当初事業計画比50%以上減少し、金融機関から100万円以上の借り入れなどを行い、事業継続に取り組む事業者
- 給付** 法人：30万円。個人事業者：15万円
- ◎久留米市事業者支援金コールセンター
(☎0942・30・9750、FAX0942・30・9707)
- (注意) 上記の支援金・給付金の重複受給はできません。

持続化給付金(国)

- 対象** 売上が前年同月比50%以上減少した事業者
- 給付** 法人：最大200万円。個人事業者：最大100万円

- 申請** ホテルニュープラザ KURUME2階。予約制。受付専用ダイヤル(自動ガイダンス☎0120・835・130)(オペレーター対応☎0570・077・866)
- ◎持続化給付金コールセンター
(☎0120・115・570)

持続化緊急支援金(県)

- 対象** 売上が前年同月比30%以上~50%未満減少した事業者
- 給付** 法人：最大50万円。個人事業者：最大25万円
- ◎福岡県持続化緊急支援金相談窓口
(☎0570・094・894)

店舗家賃の支払いが厳しい

大家さん・店子さん助け合い支援

- 対象** テナントの家賃を減額した大家
- 内容** 店舗の家賃分の固定資産税・都市計画税を最大100%減免
- 減免** 減額した家賃の110%、または店舗の年税額のどちらか低い額
- ◎久留米市資産税課
(☎0942・30・9010、FAX0942・30・9753)



新しい生活様式を実践しましょう



従業員に休業手当などを支払いたい

雇用調整助成金の特例措置を拡大して受付(国)

- 対象** 売上高または生産量などが5%以上減少し、休業などを行った事業所
- 特例** 休業中に支払った手当の最大10分の10を助成。規模要件など有り。日額上限8,330円。事前の計画届の提出は不要
- ◎福岡労働局福岡助成金センター
(☎092・411・4701)

雇用調整助成金の市役所相談窓口開設

- 期間** 6月1日から6月30日まで
- 日時** 平日10時から16時まで。予約制
- 内容** 市職員や社会保険労務士が申請のアドバイス
- ◎久留米市労政課
(☎0942・30・9046、FAX0942・30・9707)

雇用調整助成金の申請支援補助金

- 対象** 申請が困難で、社会保険労務士に依頼した従業員20人以下の小規模事業所
- 受付** 6月1日から8月31日まで
- 給付** 最大10万円
- ◎久留米市労政課
(☎0942・30・9046、FAX0942・30・9707)

小学校休業等対応助成金(国)

- 対象** 小学校などが臨時休業した場合に労働者を有給で休ませた事業所
- 給付** 休暇中に支払った賃金相当額の10分の10を助成。日額上限8,330円
- ◎学校等休業助成金・支援金等コールセンター
(☎0120・60・3999)

事業継続のための運転資金が心配

セーフティネット保証の認定

- 対象** ①4号保証：売上が前年同月比・20%以上減少
②5号保証：売上が前年同月比・5%以上減少
③危機関連：売上が前年同月比・15%以上減少
- ◎久留米市商工政策課
(☎0942・30・9133、FAX0942・30・9707)

詳しくは
QRコード



緊急経営支援資金 【新型コロナウイルス感染特別枠】

- 対象** セーフティネット保証のうち①③を受けている事業者
- 限度** 350万円
- 貸付** 10年。据え置き5年以内
- 利率** 0.8%
- 利子補給** 当初5年間
- ◎久留米市商工政策課
(☎0942・30・9133、FAX0942・30・9707)

福岡県の融資

- 対象** セーフティネット保証の認定を受けている事業者
- 限度** 3,000万円
- 貸付** 10年。据え置き5年
- 利率** 1.3%
- 利子補給** 当初3年間
- ◎福岡県経営相談窓口
(☎0120・567・179)

既往債務の条件変更・借り換え

既往債務のある人や既に県や市の融資制度を利用された人は、条件変更や借り換えが可能な場合があります。取り引きがある金融機関へ相談を。

政府系金融機関の融資

- 対象** 売上高が前年または前々年の同月比5%以上減少した事業者
- 限度** 6,000万円
- 貸付** 15年。据え置き5年
- 利率** 当初3年間：基準金利▲0.9%
例) 1.36%→0.46%。4年目以降：基準金利
- ※利下げ対象範囲：3,000万円以下の部分。基準金利は変動
- ◎日本政策金融公庫久留米支店
(☎0942・34・1212)

実質・無利子

- 対象** 上記融資を利用した人で①個人事業主：要件無し ②小規模事業者：売上高15%減少 ③中小企業者：売上高20%減少
- 内容** 上記利下げ対象範囲の基準金利0.9%減分を3年間利子補給有り
- ◎中小企業金融・給付金相談窓口
(☎0570・783・183)

既往債務の条件変更・借り換え

日本政策金融公庫等の借り入れを一部実質無利子で借り換えが可能。
◎中小企業金融・給付金相談窓口
(☎0570・783・183)